

令和4年度周防大島町職員採用（令和5年4月1日採用）試験の実施

令和4年度周防大島町職員採用（令和5年4月1日採用）試験を次のとおり実施します。

令和4年7月15日

周防大島町長 藤本 淨 孝  
( 公 印 省 略 )

周防大島町では、職員自らが地域協働の担い手として活動するために町内へ居住することを推奨しており、こうした方針に共感を持つ方の応募を歓迎しています。

1 試験職種及び採用予定人員

試験区分・職種	職務内容	採用予定人員
初級行政職	町長部局、教育委員会等の各課及び出先機関における一般行政事務に従事します。	若干名
保健師	町長部局、教育委員会等の各課及び出先機関における保健師専門業務及び一般行政事務に従事します。	
土木技師	町長部局、教育委員会等の各課及び出先機関における土木技師専門業務及び一般行政事務に従事します。	

2 受験資格

(1) 年齢等

ア 初級行政職（一般行政職）

平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業または令和5年3月末日までに卒業見込みの人

イ 保健師

平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、保健師の資格を有する人または令和5年3月末日までに保健師の資格を取得見込みの人

ウ 土木技師

[有資格者]

平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の学校を卒業し、2級以上の土木施工管理技士か2級以上の管工事施工管理技士の資格を有する人または令和5年3月末日までに上記の資格を取得見込みの人

[土木課程学校卒業者等]

平成4年4月2日以降に生まれた人で、高等学校以上の土木課程の学校(高等学校、高等専門学校、大学など)を卒業または令和5年3月末日までに卒業見込みの人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受ける

- ことがなくなるまでの人
- ウ 周防大島町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

- ア 日 時 令和4年9月18日(日)  
受 付 午前8時30分から  
試 験 午前9時00分から
- イ 場 所 周防大島町役場 大島庁舎  
(周防大島町小松126-2)

(2) 第2次試験

11月下旬～12月上旬に予定(第1次試験の合格通知の際にお知らせします。)

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

- ア 教養試験 公務員として必要な一般的知識、知能について高等学校で履修した程度の問題を択一式による筆記試験で行います。
- イ 適性検査 事務適性検査・職場適応性検査
- ウ 出題分野

試験名	出題分野
教養試験 択一式(75分)	公務員として必要な社会に関する基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力等について、高等学校で履修した程度の問題を出題します。
事務適性検査 択一式(10分)	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる択一の筆記試験
職場適応性検査 択一式(20分)	職場における適応性を職務に関連する性格の面からみる択一の筆記試験

(2) 第2次試験

ア 初級行政職、保健師及び土木技師

- ① 作 文  
共通の課題により、思考力、表現力、文章構成力等の試験を行います。
- ② グループディスカッション  
集団内においてテーマに沿った議論を通じ、個人の対応や発言内容等を推量する試験を行います。
- ③ 面接試験  
主として人物について、面接による試験を行います。

5 合格者発表

- (1) 第1次試験 10月中旬以降に、受験者全員に文書で合否を通知します。
- (2) 第2次試験 12月中旬以降に、受験者全員に文書で合否を通知します。

6 合格から採用まで

合格者は、採用候補者名簿に登載され、このうちから採用者を決定します。採用候補者名簿の有効期間は1年です。

7 採用予定日

令和5年4月1日

※保健師及び土木技師については、令和5年3月末日までに当該資格を取得しない場合は、この試験に合格しても採用されません。

8 給与等

給料は、職員の給与に関する条例・規則の規定により支給されます。このほか、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

9 受験手続

(1) 受験の申込み

**受験申込書を周防大島町役場総務課へ提出**してください。

受験申込書の用紙は、周防大島町役場総務課または各総合支所（7月15日から備付け）で配布しますが、郵送で受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4が入るもの）を同封して周防大島町役場総務課に請求してください。

なお、周防大島町ホームページに掲載された受験申込書でも申込みを受け付けます。（<https://www.town.suo-oshima.lg.jp/> A4判に黒字で印刷すること。）

(2) 申込方法

受験申込書No.1及び受験申込書No.2（受験票）に必要事項を記入し、受験申込書No.2（受験票）には最近6か月以内に撮影した写真を貼ってください。

**受験申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、書留等の確実な方法により送付**してください。受領証は受験票が到着するまで保管しておいてください。なお、**書留等によらない郵便での不着には対応できません。**

(3) 申込書の提出先

周防大島町役場 総務部 総務課 人事行政班

(4) 申込書の受付期間

**土曜日及び日曜日を除き、令和4年7月15日（金）から令和4年8月3日（水）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。**

なお、**郵送の場合は、令和4年8月3日（水）までの消印のあるもの限り有効**とします。**受付期限直前の郵送は、なるべく速達で送付**してください。

(5) 受験票の交付

受験票は、持参申込みまたは郵送申込みの場合とも、受付番号（受験番号）を記入の上、返送します。なお、令和4年8月30日（火）までに受験票が到着しない場合は、周防大島町役場総務課人事行政班に問い合わせてください。

10 問い合わせ

〒742-2192

山口県大島郡周防大島町大字小松126-2

周防大島町役場 総務部 総務課 人事行政班

電話 0820-74-1000